三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ヒガシ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
三重県度会郡南伊勢町押渕字ヒガシ谷
八三六番
八三八番から八四〇番まで
八四〇番一
八四二番及び八四三番
八四五番及び八四六番
八四六番一から八四六番三まで
八四七番・八四八番・八五〇番・八五一番合併
八四九番・八五二番合併
八五一番一及び八五一番二
八五三番一及び八五三番二
八五五番一
八五五番四
八七二番
八七二番一
八七三番一
八七五番一
八七七番及び八七八番
八七八番一
八七九番
八八〇番一から八八〇番三まで
八八一番から八八四番まで
八八四番一
八八五番
八八五番一
八八六番
八八六番一
八九一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県度会郡南伊勢町押渕
字ヒガシ谷　八三三番　一号
八三六番　二号
八三五番　四号
字ヒロノヲカ　八九二番　三号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県度会郡南伊勢町押渕字ヒガシ谷
八四二番　一号
八四一番　二号
八四六番三　三号
八四三番　四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
流し谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
三重県度会郡大紀町大内山字脇谷
六一六七番
六一六八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県度会郡大紀町大内山
字中谷　六一七〇番二　一号
六一七〇番一　二号及び三号
字脇谷　六一六八番　四号及び五号
六一五一番一　六号から八号まで
六一五一番三　九号

○国土交通省告示第千三百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年十二月二十五日
国土交通大臣　前原　誠司
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柳川支流
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県大津市神宮町
字平尾　五〇〇番一　一号から十五号まで

○国土交通省告示第千三百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年十二月二十五日
国土交通大臣　前原　誠司
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浜東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第二百九十号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）
山口県大島郡周防大島町大字日前
字抜畠　五四六番二　一号
三七八番一　五号
五四六番一　六号
字坂本川　五七二番一一　二号
五七〇番七　三号
五七二番四　四号
字坂本奥　五三七番二　七号
字坂本北　三六五番六　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吉敷西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第八十七号で指定した第九号に掲げる土地の区域を除く。）
山口県山口市吉敷
佐畑六丁目　一七四六番　一号
一七三九番　九号
一七四五番二　十号
一七四四番　十四号
字滝山　二号から六号まで及び十一号から十三号まで
一七四番二　七号及び八号
字上滝　一七一番　一号
一七一番二　九号
一七二〇番一　十号
一七二〇番二　十四号

○国土交通省告示第千三百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年十二月二十五日
国土交通大臣　前原　誠司
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
仁田坂川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年総理庁告示第九十三号及び平成十五年国土交通省告示第百二十二号で指定した第六号に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県八女郡星野村
字下仁田坂　一四四九八番一　地先河川敷　一号
一四四九七番七　二号
一四四九七番四　三号
字上此田　一四三九二番一　四号
一四三八九番三　五号
一四三一九番二　地先河川敷　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
字片山
谷頭川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
福岡県八女郡星野村
字谷頭　一七一八五番一及び一七一八五番二
一七一八九番一
一七一八九番三から一七一八九番五まで
一七一九四番二
一七一九六番四
一七一九九番三
一七二〇〇番二及び一七二〇〇番三
一七二〇一番二
一七二〇二番一
一七二〇三番
一七二〇四番一から一七二〇四番三まで
一七二〇五番一及び一七二〇五番二
一七二〇六番
一七二〇七番一及び一七二〇七番二
一七二〇八番
一七二〇九番一から一七二〇九番六まで
一七二一一番一から一七二一一番三まで
一七二一二番三及び一七二一二番四
一七二二五番
一七二二六番一及び一七二二六番二
一七二二七番
一九三二一番三及び一九三二一番四
一九三三番
一九三三〇番二
一九三三一番二及び一九三三一番三